

高校生自転車通学ルール

(制定) 令和7年11月4日

(改正) 令和8年4月20日

昭和薬科大学附属高等学校

第1 (目的)

このルールは、学校に自転車通学をする生徒の安全と管理に資することを目的とする。

第2 (対象者)

自転車通学ができる生徒は「高校生」とし、第3 (義務) を遵守するとともに、第4 (登録方法) の手続きを経た者とする。

第3 (義務)

自転車通学をする生徒は次の事項を遵守すること。

- (1) 別添「学校周辺における通学自転車の通行について」を確認し、第6に定める登校日及び休校日の通行禁止エリア等を十分理解した上で安全な通学経路を確保すること。
- (2) 交通ルールを守り、安全運転に心がけること。
(2人乗り・並進・スピード超過・無灯火・斜め横断等の危険運転をしない)
- (3) 自転車通学する生徒は安全性の認められるヘルメットを着用すること。
- (4) 雨天時は雨合羽を着用すること。
(傘差し運転厳禁)
- (5) 自転車の改造を行わないこと (ハンドル・荷台等)。
- (6) 自転車の防犯登録を行い、駐輪する場合は必ず鍵をかけること。
- (7) 定期的に自転車の点検を行うこと。
(ブレーキ・タイヤ(空気圧)・サドル・ハンドル・ライト・反射鏡・ベル等)
- (8) 自転車保険 (個人賠償責任保険) へ加入すること。
- (9) 万一、通学中に事故にあった場合はただちに警察・保護者・学校に連絡すること。
- (10) シェアサイクルを除き、学校が発行する自転車通学者用シールを防犯登録シールの近くに貼付すること。

第4 (登録方法)

自転車通学を希望する生徒は、毎年学年毎に学校が指定するフォームに登録手続きを行うこと。

第5（違反）

このルールに定める事項の他、交通ルールやマナーが守れず違反を繰り返す場合は自転車通学を停止または取消す場合がある。

第6（試行運用）

このルールは、校則第2条に定める「生徒自転車通学禁止」の緩和を検討するために定めるものであることから、当面の間試行運用とし、取扱いを次のとおりとする。

（1）登校日の自転車通学

（イ）学校への自転車乗り入れは禁止とする。

（ロ）登校日とは、平日及び土曜授業日または長期休業中の講座期間とし、休校日は含まないものとする。

（ハ）自転車通学可能範囲は、原則、

「自宅からゆいレール駅付近の駐輪場」 または

「シェアサイクルの利用によるステーション区間」 とする。

ただし、「自宅から事前に駐輪の許可を得た親族や知人宅または私有地までの区間」における自転車通学を妨げるものとはしない。

また、生徒の安全性を考慮し、学校周辺の通行禁止エリアを別添1のとおりとする。（第3（義務）（1）再掲）

（2）休校日の自転車通学

（イ）部活動生に限り学校への自転車乗り入れを可能とする。

（ロ）休校日とは、前項（1）登校日の自転車通学（ロ）を除く日とする。

（ハ）自転車通学可能範囲は別添2のとおりとし、学校敷地内を出入りする場合は東門または北門を利用すること。

（ニ）学校敷地内を通行する場合は自転車に乗車しないこと。

（ホ）駐輪場は、別添3のとおり学校敷地内「第一体育館_地下運動場南側_体育教官室の下辺りに位置する屋根付広場」とする。

以上





